

平成 27 年

宝達志水町議会会議録

第 4 回定例会

平成27年12月 9 日 開会

平成27年12月16日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第58号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第59号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成27年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第67号 宝達志水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 議案第68号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第69号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 指定管理者の指定について
- 議案第72号 指定管理者の指定について
- 議案第73号 指定管理者の指定について
- 議案第74号 指定管理者の指定について
- 議案第75号 指定管理者の指定について
- 議案第76号 羽咋郡市広域圏事務組合同規約の一部変更について
- 請願第8号 安全保障関連2法（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃止を求める意見書採択の請願
- 陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書
- 発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

平成27年12月9日（水曜日）

◎出席議員

2番	寶達典久	7番	守田幸則
3番	久保喜六	8番	北本俊一
4番	土上猛	10番	小島昌治
5番	柴田捷	11番	北信幸
6番	林一郎	12番	近岡義治

◎欠席議員

9番 金田之治

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岡田正人
主任 燕啓介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町長 津田達
副町長 松浦敏昭
教育長 勝二信隆
総務課長 米谷勇喜
危機管理室長 越野好則
情報推進課長 藤本清司
財政課長 近岡和良
企画振興課長 松栄忍
住民課長 松原富美男
税務課長 村井康志
健康福祉課長 村井仁志
こども家庭室長 藤井弥生

農林水産課長	一 家 剛
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	村 山 敬 一
学校教育課長 (管理指導担当)	荒 井 一 彦
生涯学習課長	安 達 大 治
文化財室長	村 井 伸 行
会計課長	定 免 敏 彦
志雄病院事務局次長	松 田 英 世

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 委員長報告（ふるさと人口対策特別委員会）
- 日程第5 委員長報告に対する質疑
- 日程第6 議案第58号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第59号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第8 議案第60号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第2号）
- 日程第9 議案第61号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第10 議案第62号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会
計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第63号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補
正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 平成27年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2
号）
- 日程第13 議案第65号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2
号）

- 日程第14 議案第66号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第67号 宝達志水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 日程第16 議案第68号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第69号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第70号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第71号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第72号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第73号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第74号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第75号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第76号 羽咋郡市広域圏事務組合理約の一部変更について
- 日程第25 請願第8号 安全保障関連2法（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃止を求める意見書採択の請願
- 日程第26 陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書
- 日程第27 議案に対する質疑
- 日程第28 町政一般についての質問
- 日程第29 委員長報告（決算特別委員会）
- 日程第30 委員長報告に対する質疑
- 日程第31 討論
- 日程第32 採決
- 日程第33 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○副議長（土上 猛君） ただいまから平成27年第4回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（土上 猛君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定によって、10番 小島昌治君、8番 北本俊一君を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（土上 猛君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの8日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（土上 猛君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「商工会に対する平成28年度補助金要望額の完全予算化等に関する要望について」ほか2件の要望をお手元に配付しておきましたから、御了承願います

次に、教育委員会から平成26年度教育に関する事務の点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から定期監査及び財政援助団体等に係る監査並びに平成27年9月分及び10月分に関する例月出納検査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておき

ましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。
これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○副議長（土上 猛君） 次に、委員長報告を行います。

会議規則第77条の規定により、11月9日付をもって議長宛てにふるさと人口対策特別委員会委員長から委員会調査報告書の提出がありました。

ここで、ふるさと人口対策特別委員会に付託された調査事件について、ふるさと人口対策特別委員長から調査の経過並びに結果の報告をお願いします。

ふるさと人口対策特別委員長 守田幸則君。

〔ふるさと人口対策特別委員長 守田幸則君 登壇〕

○ふるさと人口対策特別委員長（守田幸則君） 平成27年1月6日の第1回臨時会において、ふるさと人口対策特別委員会を設置し、人口動態及び子育て支援について調査、検討を重ねてまいりました。

人口動態は、合併した平成17年の総人口は1万6,010人であったものが、10年を経た平成27年においては1万3,984人で、2,026人減少。出生から死亡を差し引いた自然要因は年平均で112人、町外よりの転入から町外への転出を差し引いた社会要因は年平均91人が減少しており、2つを合計すると人口は年平均203人減少しております。

年齢別では、14歳以下の年少者人口は毎年平均約60人減少している一方、65歳以上の高齢者人口は毎年平均約115人増加をしており、平成17年における高齢化率が25.0%だったものが平成27年には33.9%へと上昇し、少子高齢化の進展が顕著となっております。

人口減少を防止するとともに、若者の定住化と町民の増加を図ることを目的に設置された宝達志水町若者等定住バックアップ制度は、実績が少ないためによる制度の廃止や内容の見直しにより、現在は住宅新築等奨励金と出産祝金の2つの制度が維持をされております。平成26年度の住宅新築等奨励金は15件で800万円、出産祝金は11件で110万円の支給実績となっております。

子育て支援サービスでは子育て応援成券の配付、保育料の軽減、子ども医療費の助成などの各種サービスがあり、特に子ども医療費の助成では通院・入院とも18歳到達後の年度末まで自己負担なしの全額助成を行っており、本年10月からは償還払い制度から現物給

付制度に変更し、窓口無料化が実施をされております。

町営住宅の本年10月現在の状況は、ほうだつ団地ほか7カ所の町営住宅団地がありますが、入居可能戸数104戸のうち103戸が入居状態であり、わずか1戸のみという空き状況であります。

本年6月に18歳以上から45歳までの全町民3,679人を対象として実施された宝達志水町地方創生に関するアンケート第1次集計結果で、町が重点的に取り組む結婚支援事業として「安定した雇用や働く場の創出支援」が6割強で最も多く、次いで「若い夫婦の住まいの支援」が約5割の回答率でありました。

働くことについての項目で、通勤通学などで要する時間として許容できる時間は「30分から1時間未満」が約4割で最も多く、次いで「15分から30分未満」が約3割の回答でありました。

人口減少社会におけるまちづくりの項目で、人口減少を乗り越え、宝達志水町が住みよいまちになるために、これから取り組むべきこと、最も重視すべきこととして「雇用を拡大させて、経済を活性化させる取り組み」と「結婚・出産・子育てがしやすい環境づくりに向けた取り組み」がともに3割を超え、上位を占める回答となっております。

委員会の調査検討結果として、宝達志水町の子育て支援は他市町と比較しても決して遜色のないものであること。アンケート結果からは、若者の意識として雇用の場を求めているものの、通勤・通学時間として30分から1時間未満は許容範囲であり、その移動に要する時間を考えると、通勤地は町外であっても問題ではないことがわかります。

また、町に対し求めていることとして、結婚・出産・子育てしやすい環境づくりに向けた取り組みが上位にあがっており、これらのことを考慮するならば、本町における人口減少対策として今後取り組んでいく上で重要なことは、既存の子育て支援制度を今まで以上に広くPRし、多くの方に周知していくこと。若者が町外に転出することなく本町に定着し生活をしてもらうため、子育てしやすい環境整備を今後の町の施策として最優先に取り組んでいくことが重要であるということの本委員会の調査・検討結果の中間報告として町に対し提案し、お願いを申し上げます。

以上。

○副議長（土上 猛君） 委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○副議長（土上 猛君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎提出議案の上程・説明

○副議長（土上 猛君） これより、本日提出のありました議案第58号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）から議案第76号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成27年第4回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について、順次、御説明を申し上げます。

まず、本町の来年度の予算編成方針について申し上げます。

本町の財政状況は、行財政改革の推進により改善がなされているものの、先月末に公表されました財政健全化の指標の一つである実質公債費比率にあつては、全国で下位から40番目に位置するなど、さらなる財政健全化の取り組みを推進する必要があります。

今後の財政の見通しについてであります。歳入面においては、人口減少や高齢化の急速な進展などの要素も加わり、町税収入の増加の兆しはなかなか見えない状況であります。また、普通交付税の合併算定替えの段階的縮減により、平成32年度には約4億円もの減少が見込まれるなど、一般財源の確保が極めて厳しいものとなります。

さらには、平成28年度の普通交付税算定において、人口を測定単位としている経費については、今年、実施されました国勢調査人口に置き換わるため、人口減少に伴う普通交付税の減額幅がさらに拡大するおそれがあります。

歳出面では、医療、福祉、介護など社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化に伴う維持補修経費の増嵩、毎年増大化していく上下水道及びケーブルテレビ各事業会計への

繰出基準を超えた繰出しなど、経常経費の増加は避けられない状況であり、国の取り組みと基調を合わせた本格的な歳出改革を行い、歳出の重点化・効率化に取り組まなければならないと考えております。

このため、予算を編成するに当たり、一般財源の減少が見込まれる中、限られた財源を効果的・効率的に活用し、多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応していかなければならないと考えております。

このためには、規定の事務事業の成果を厳しく評価した上で、ゼロベースからの見直しを断行する必要があり、人口減少時代におけるまちづくりを真剣に考え、財政の健全化と魅力あるまちづくりを両立させながら、持続可能な財政運営を推進していかなければならないと考えておりますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、国では新たな地方行財政改革として、他の自治体の先進的な取り組みとその成果を地域の実情に応じた形で取り入れるトップランナー方式によって、地方交付税の改革を進めていくこととしております。

本町といたしましても、この地方交付税改革によって、予算編成がより一層困難になり、財政運営は極めて厳しい状況となるため、歳出の効率化に向けた業務改革など、これまで以上の行財政改革を推進することとしており、受益者負担の見直し、民間委託の推進や指定管理者制度の導入、町単独補助金の見直しなどを盛り込んだ「第3次行財政改革大綱」を策定することとしております。

次に、地方創生について申し上げます。

平成26年11月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国においては平成26年12月に2060年、平成72年になりますが、1億人程度の人口を確保する中長期展望を示した「長期ビジョン」と、平成26年度から平成30年度の政策目標・施策を示した「総合戦略」が策定されたところであります。

政府は、各地域で総合戦略づくりが進展しつつあることを受け、地方創生プロジェクトの具現化を一挙に推し進め、地方に新たな仕事と投資の流れを生み出すため、分野別及び分野横断の2つの視点から「地域しごと戦略」に向けた検討を進め、「目に見える地方創生」の実現を加速することとしております。

分野ごとの取り組みについては、しごと創生のボトルネックとなっている課題に対し、国から解決手段やノウハウを分野ごとに提供し、地域における新たな仕事と投資の流れづ

くりを加速させることとしております。

分野横断的な取り組みについては、地方創生の取り組みを分野横断的に支える「地方創生・三本の矢」の構築に向けて検討を重ね、地方創生プロジェクトの具現化を加速させることとしております。

本町にあっては、人口減少に歯止めをかけるべく将来の命運をかけた「宝達志水町総合戦略」を今年度中に策定することとしておりますが、現在、計画は最終的な取りまとめ段階にあり、創生事業を来年度予算に重点事業として盛り込むべく予算編成作業を進めております。

宝達志水町は、今まさに将来への再生に向けて大きくかじを切ろうとしているところであり、力強くまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、社会保障・税番号制度について申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、外国人を含め、宝達志水町に住民票を有する全ての町民に個人番号が付番され、個人番号をお知らせする通知カードが世帯単位で送付されるなど、本格的な運用が始まったところであります。

通知カードの送付については、10月下旬から順次配達を行っており、本人に届かなかった場合は適切な返戻対応により、確実に全町民にお届けできるよう努めているところであります。

来年1月には個人番号カードの交付を開始することから、今議会において社会保障、税、災害対策の各分野における町独自の業務について、個人番号の利用等を定めた条例案を上程したところであります。

なお、個人番号カードの申請については、問い合わせや交付手続に丁寧に対応し、窓口での混乱を招くことのないよう万全の態勢で臨んでまいりたいと考えております。

今後もマイナンバー制度については出前講座、町広報、ホームページ及びケーブルテレビなどを活用して町民の皆様にお伝えするとともに、制度の円滑な実施に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提案いたします平成27年度の補正予算関係9件、条例関係4件、指定管理者の指定5件、規約1件について、順次、御説明申し上げます。

まず、議案第58号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,278万3,000円を追加し、総額を77億6,760万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち歳出の主なものといたしまして、総務費では、土地開発基金で公用のため取得した土地について、初期の取得目的が達成されず、今後も利活用が見込めないことから一般会計で買い戻し、売却処分を積極的に進めるため所要の経費を追加するほか、番号制度に伴う個人番号カードの窓口交付時において、厳格な本人確認が求められることから、顔認証機器等システム導入に要する経費を追加するものであります。

民生費では、障害福祉サービスにおける新規利用者の増加により、就労継続支援に要する経費を追加するほか、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、公定価格の改定による保育単価の増額等、所要の経費を追加するものであります。

農林水産業費では、有害鳥獣対策事業であるイノシシ捕獲奨励金において駆除頭数が当初を大きく上回る見込みとなったため、所要の経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金を充てるものであります。

次に、債務負担行為の補正についてであります。追加いたしますのは、来年度当初から契約の履行が必要なものについて、本年度中の契約締結を要するものなど、新規案件を除いた例年の経常的経費に属するもののほか、新たに指定管理者制度を導入する押水運動公園指定管理業務に要する経費として6,100万円の債務負担行為を設定するほか、老人福祉センター宝寿荘や保育所、広域勤労青少年ホーム及び町民サッカー場の指定管理業務に要する経費について、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第59号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,434万5,000円を追加し、総額を19億8,472万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、保険給付費において、給付費の伸びに伴い一般療養給付費及び一般高額療養費を追加するものであります。後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金では、支援金等の確定等により所要額の更正を行うものであり、基金積立金では財源調整による減額を行うものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金を充てるものであります。債務負担行為の補正については、来年度当初から契約の履行が必要なものについて、事

業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第60号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万8,000円を追加し、総額を1億7,874万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、所要の経費を追加するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を充てるものであります。

債務負担行為の補正については、来年度当初から契約の履行が必要なものについて、事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第61号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、来年度当初から契約の履行が必要なものについて、事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第62号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を追加し、総額を4,744万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、インフルエンザワクチンの値上げ等による医業費を追加するものであります。

歳入につきましては、診療所費、使用料及び手数料を充てるものであります。

債務負担行為の補正については、来年度当初から契約の履行が必要なものについて、事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第63号から議案第66号までの4議案についてであります。ケーブルテレビ事業特別会計及び水道事業、下水道事業及び病院事業の3公営企業の補正予算であり、いずれも債務負担行為の追加をするものであります。一般会計でも説明いたしましたとおり、来年度当初から契約の履行が必要なものについて、事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

続きまして、議案第67号 宝達志水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に

ついてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、町独自の業務においての個人番号の利用及び町長部局内における特定個人情報の利用並びに教育委員会等の異なる執行機関への特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第68号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、徴収猶予に関する規定の追加、減免の申請期限の変更及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税の不均一課税に伴う減収補填制度を適用している半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、不均一課税の適用期限の延長、対象業種の追加など、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の交付に伴い、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、老人福祉センター「宝寿荘」の管理を行わせる指定管理者を社会福祉法人宝達志水町社会福祉協議会に指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の指定の期間は、来年4月1日から向こう5年間であります。

次に、議案第72号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、町内全ての保育所及び子育て支援センターの管理を行わせる指定管理者を社会福祉法人宝達志水町社会福祉協議会に指定することについて、地方自治法の規定により、

議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の指定の期間は、来年4月1日から向こう2年間であります。

次に、議案第73号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、宝達葛会館の管理を行わせる指定管理者を宝達区に指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の指定の期間は、来年4月1日から向こう5年間であります。

次に、議案第74号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、宝達志水広域勤労青少年ホーム及び宝達志水町民サッカー場の管理を行わせる指定管理者を押水フットボールクラブシニアに指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の指定の期間は、来年4月1日から向こう3年間であります。

次に、議案第75号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、新たに押水運動公園体育施設の管理を行わせる指定管理者を特定非営利活動法人宝達志水スポーツクラブに指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

宝達志水スポーツクラブは、押水総合体育館を拠点として活動してきた実績があるほか、地域の生涯スポーツ振興に大きく寄与しており、利用者ニーズに応えながら効果的かつ効率的に施設を管理運営することを期待しているところであります。

なお、指定管理者の指定の期間は、来年4月1日から向こう3年間であります。

次に、議案第76号 羽咋郡市広域圏事務組合理約の一部変更についてであります。

本案は、広域圏事務組合の監査委員の定数を3人から2人とする規約変更で、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体の協議が必要となるため、議会の議決を求めるものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○副議長（土上 猛君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○副議長（土上 猛君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○副議長（土上 猛君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 皆さん、おはようございます。私は貴重な時間をいただきまして、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目として、地方創生についてであります。

今現在、全国に1,718の自治体があります。市、町、村が独自の色を出すために、今、一生懸命に奔走している最中でございます。

当町においても先般、全協で人口ビジョン、そして総合戦略の骨子が提出されました。中身を見ますと、よく頑張ってくれたなという思いも持っておりますが、もう少し町の特色を出すような施策が必要ではないかなというふうに感じているところであります。

ひと月前でしたか、新聞に報道されておりました。総合戦略をまだ国へ提出していない自治体、石川県に4つの町がありました。その中に当町が入っておりました。少し残念だなという思いを持っております。

なぜならば、要するに予算要求であります。予算を要求するのに、遅いより早いほうが絶対いいんです。そうじゃありませんか。なぜ遅れたのか、そして総合戦略の中身に対して、町民の若者の意見を取り入れたのか、その件について質問をいたします。

第2点目として、若者定住に対してであります。

私はこの問題で、これで5回目ぐらいに当たるんじゃないかなと思うんですけども、毎回質問をしております。1年1年、少しはよくなっていると思いますが、まだまだ足りないものがあると思います。

女性の出産できる年齢、20歳から39歳まで、若くして16歳でも子どもを産む人がいますけれども、それは別として、その人口の比率が平成7年には1,900人ほどいたんです、まだ両町合併しておりませんが。そして、合併した平成17年には1,600人、350人ほど減っております。そして、今年、合併して10年ですが、どれだけ減ったと思いますか。1,000人

ほどしかないんですよ。10年で600人も減っている。それだけ減っているということは、1年に5、60人減っているということなんです。だから、子どもの出生率が悪い。子どもの数が少ない。そこになるわけです。男にしたって、それだけまでは減っていませんが、それに近いほど減っているわけでございます。

なぜ若者が当町に定住しないのか、真剣になって考えていただきたいと、このように思っているわけでありまして。我が町に住みたくても住むところがないんです。町営住宅がありますが、10室ほど空いていますが、住める状況じゃないんです。改築しないと住めないんです。改築するにも、かなり予算がかかります。

そして、当町には民間の住宅がないんです。かほく市や羽咋市にはたくさんあります、立派な民間のアパートが。当町にはないんです。だから、これから若者に住んでいただくためには、民間活用して民間にアパートを建ててもらおう。そのためには補助金を出す。1棟大体6世帯ぐらいあると思うんですけども、1世帯当たり20万円でも30万円でも助成する。それと、やっぱり町有地を提供するとか、いろいろな施策をしないと、若者が住みたくても住むところがない。若い者はすぐに家を建てられませんよ。アパートで2、3年頑張っ、そして当町に住んでよかったら新築、新しい家を建てるんです。そういうこともやっぱり考えていただきたいなというふうに思っております。

そして、教育とスポーツ。教育は先般、新聞に報道されておりました。小学校の高学年、中学校の1、2、3年、県でも5位以上です。いや、すばらしいな、うれしいな、誇りに思うなという気持ちを持ちました。反面、絶対値が少ないからこのような数字になったのかなと言う人もいます。金沢行くと生徒が多いから、できる人とできない人のそのギャップがかなりあるんじゃないかなという思いを持っております。

そういうことで、今回その教育に対して今の現状で甘んじるのか、これからまだまだいろいろな教育を目指して上を目指すのか。そして、スポーツに対しても、スポーツもうちの町の施設はいろいろな面で充実していると思う人がかなりいると思いますが、よその町、市から比べれば、今は全然昔の過去であります。スポーツをよくするには、やっぱり施設と指導者、よその町へ行ったら、わざわざプロの指導者を連れてきて雇っているんですよ。知っていますか。それぐらい一生懸命みんなやっているんです。だから、やっぱり教育・スポーツ、スポーツの施設の充実、指導者の充実を図っていただきたいなというふうに思います。

将来に向けてどのようなことを考えているのかお聞きをし、私の一般質問を終わります。

○副議長（土上 猛君） 副町長 松浦敏昭君。

〔副町長 松浦敏昭君 登壇〕

○副町長（松浦敏昭君） ただいまの北本議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、地方創生に関する御質問でございますが、まち・ひと・しごと創生「総合戦略」（骨子）の中に町民や若者の意見が反映されているのかということについてでございます。町では総合戦略を策定するに当たりまして、町民の皆さん、特にこれから町を担っていかれる若い方々の思いを大切にしたいという考えから、いろいろな方法でお聞きをしております。

1つは、町内の18歳から45歳までの若い方々の全員を対象に、結婚観、出産・育児、仕事などに関する希望や、これからのまちづくりに対する意見・提案をアンケート方式によりお聞きしております。

2つ目には、幅広い年齢層の方々の意見を求めるため、20歳代から70歳代の方々20名で組織する総合戦略推進会議を開催し、人口減少問題、あるいはこれからのまちづくりに対する意見をお聞きしております。この会議の委員の半数は20歳代から40歳代の若い方で、これまでに3回開催いたしました。子育てや定住化の支援に関して具体的かつ現実的な意見が数多く出され、大変参考となっているところでございます。

町では、このようにしていただいた意見を、若手の職員を中心に組織する総合戦略専門部会で協議、検討し、若い世代に重点を置いた施策となるよう調整を行っているところでございます。

なお、議員から御指摘のあったこの総合戦略の策定の遅れについては、議員の御指摘のとおりであり、他の市町から見れば2カ月から3カ月遅い状況になっているところでございますけれども、先般、全協でお示したように、ようやくその骨子がまとまりましたので、近くその概要を公表し、町民の皆さんから、さらに幅広く御意見をいただくこととしております。

次に、若者の定住促進に関する施策についてでございますけれども、今年度、若い方々の定住を促進するため、住宅新築等奨励金や出産祝金を支給する若者等定住バックアップ事業に加え、子育て世代を支援するため、子ども医療費の助成、保育料の第2子からの無料、不妊・不育治療費助成をはじめとする多くの支援をさせていただいております。これらの助成や支援につきましては、来年度も積極的に取り組むとともに、総合戦略の中でもいろいろと事業を検討しております。

来年度の予算編成作業中のため、具体的なことはまだ公表できる段階ではございませんけれども、若い方々の通勤を支援することや居住・生活する場所の確保や整備の支援のほか、子どもの育成支援、結婚支援などの取り組みなどを検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほどの議員御指摘のとおり、こういった施策につきましては、いち早い取り組みが必要と考えておりますので、総合戦略に関しましては一定期間内でその成果が求められており、来年度以降できる限り多くの施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子どもの教育・スポーツについての御質問についてでございますけれども、幼児教育におきましては、保育所は以前は託児所の延長のように扱われてきましたが、近年では養護と教育が一体的に展開されております。幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期でもあることから、知的教育だけでなく、子どもが十分に身体を動かし、五感を働かせ、さまざまな経験を積み重ねることも大変重要でございます。好奇心旺盛な幼児期に四季折々の身近な自然に関わって、楽しく遊び、身体感覚を十分に働かせ、さらに興味や関心を育て、思考力や認識力の基礎を培っているところでございます。

また、季節行事の伝承や発表会などの活動を地域の方々及び各種団体、スポーツ協会などの協力を得ながら実施しているところでございます。これにつきましても今後とも継続を続けてまいりたいと思っておりますので、皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

○副議長（土上 猛君） 教育長 勝二信隆君。

〔教育長 勝二信隆君 登壇〕

○教育長（勝二信隆君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

子どもの教育・スポーツについては大変重要であり、振興及び充実を図っていかねばならないというふうに考えております。

子どもの教育・スポーツについての取り組みといたしまして、今年度から土曜日における充実した学習機会を提供するため、土曜授業に取り組んでいるところでございます。

また、公民館事業では体験を通じた学びを提供することで新たな発見や気づきを促し、自らが考える資質や能力を育てるため、科学や歴史、食文化など児童を対象とした各種講座や県内外の施設で体験型学習を実施しているところであります。

また、スポーツ関係では、議員御承知のとおり、ジュニアスポーツの育成として県内外から優秀なチームを招待して、子どもたちの技術の向上、交流を深める大会への支援を行っております。

このほか、本年度の新たな取り組みとして、保育所でのスポーツ体験教室を実施しております。子どもたちはサッカーや野球、陸上など各種目を体験する中で興味や満足感も増していることから、今後も継続した取り組みができるよう鋭意調整を図り、推進したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（土上 猛君） 8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 答弁ありがとうございます。

地方創生については、若者の意見を取り入れてくれたということで非常に喜んでいるんですが、やっぱり僕はアンケートで若者の意見を取り入れるのではなくて、やっぱり前から言っているんですけども、総合戦略の中に町民の若者を入れたいろいろな委員会をつくって論ずることがやっぱりお互いにいい意見が出てくるのではないかなという思いを持っておりますので、ぜひともそれを考えていただきたいなというふうに思っております。

そして、若者の定住、いや、本当にこれ真剣に考えないと、今、総合戦略、地方創生が昨年10月から始まって、今年度予算要求になるわけなんですけれども、中身にしても全国で、地方創生だから一、二の三で一緒にやるわけですよ。こんなもの一緒なんです。何も変わらないと思うんですよね。だから、3年も5年も前からいろいろなことに取り組んでいる自治体が伸びていくんですよ。周りを見てもわかるでしょう。今年からやったって何も一緒なんですよ。だから、独自の色を出すように、それ1点だけで僕はいいと思うんですよ。それをやっぱり目指して僕はやってほしいなというふうに思っております。

そして、教育・スポーツ、教育はかなり優秀ですから、やっぱり教育を上げるためには保育所からの高学年というか、年長さんか年中ぐらいから、やっぱり少しでも教えることが僕はベストだと思うんですね。そのことによって、やっぱりそれが順番に上がってきて、成績も上がっていくと思いますので、やっぱり子どものために今わざわざよそへ、幼稚園まで出す親御さんがいる。そうして子どものために、いい学校へ出したいから、親そろって住所を移して金沢へ行ったり、そんな人もいますよ、今。そうでしょう。

それを考えると、やっぱり小さいときからのある程度の教育というか、勉強を教えることが僕はベストじゃないかなというふうに思っているわけでありまして、スポーツにしても少年団はかなり優秀です。中学校の部活も優秀です。特に今、合併したし、部活の生徒も増えているから、やっぱり切磋琢磨しながらレベルも上がっております。それもいいん

ですけれども、やっぱりそれ以上のことも目指して、そしてやっぱり優秀な子どもがたくさんいるんです。中学に部活がないから、それができないんです。やっぱりそれを伸ばすようなこともしっかりと考えて、これからやっていってほしいなというふうに思います。ぜひともよろしく願いいたします。答弁は結構です。

○副議長（土上 猛君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私は下水道事業及び町税等の未収金の回収率向上と不納欠損処理抑制対策について津田町長に質問いたします。

まず、下水道事業についてお尋ねいたします。

下水道は、衛生的で快適な生活環境を確保し、公共用水の水質保全など欠かすことのできない重要な社会基盤施設であります。本町にとっては、現在策定中の宝達志水町総合戦略の具現化の観点からも、施設の整備、充実を急がなければなりません。

そこで、まず本町の下水道普及状況はどのようになっていますでしょうか。

次に、現在、下水道整備工事が進められている志雄地区について。

1点目は、本管が布設され、どれだけの世帯が接続できる状態になったのか、あわせて接続できる地域はどれほどあるのでしょうか。

2点目は、これらの地域も含め、今後の事業整備計画の方向性と見通しをお聞きます。

3点目は、水洗化利用戸数の改善に向けた取り組みについて、どのようにお考えなのかをお聞きいたします。

次に、町税等の未収金の回収率向上と不納欠損処理抑制対策についてお尋ねいたします。

本町の財政状況は、行財政改革の推進により、平成26年度決算では実質公債費比率は25年度の18.6%から1.7ポイント減少し、16.9%に改善され、起債許可の目安であります18%を下回ることができました。今後、普通交付税の合併算定替えが始まることなどから、引き続き厳しい財政状況になるものと考えております。

このような状況において、未収金の回収率の向上があります。未収金の回収は大変難しい問題であり、町としても喫緊の重要な課題でもあります。

町税等の収入は町の基幹となる歳入であり、また自主財源の確保はもとより、納税者である町民に対して税負担の公平性の観点からも、しっかりとした対策をより一層求めるものであります。特に未収金の回収と不納欠損処理はセットではないかと捉えております。

未収金については、今まで各種の対策を講じ、未収金の発生の防止や回収に職員一同が

努力され、また中能登地区地方税滞納整理機構への職員派遣など連携を図りながら努力されていますが、しっかりとした成果が見えていないのが現状ではないでしょうか。

そこで、現在と今後の取り組みについて質問いたします。

1点目は、本町の税金、負担金、水道料、下水道等の使用料、保険料など過年度分も含め、未収金や不納欠損の発生についてどのように考え、またどのように捉えられているのか見解をお聞きいたします。

2点目は、特に懸念している不納欠損処理が発生する要因には、どのようなものがあるのかをお聞きいたします。

3点目は、今年度の収納率向上と未収金回収率の向上対策の取り組みをお聞きいたします。

4点目は、私からの提案でございますが、例えば一定の月を納付推進月間に設定し、町税や各種公共料金等の滞納者に対して、全庁を挙げて納付推進に取り組む体制を築くことも必要ではないでしょうか。見解をお聞きし、一般質問を終わります。

○副議長（土上 猛君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、下水道事業についてでありますけれども、昭和63年3月に供用を開始した米出処理区をはじめとして農業集落排水事業で7処理区、公共下水道事業で4処理区を実施しており、その整備に要した事業費については約144億6,000万円に上っております。下水道の普及状況については、旧押水地区では92.5%、旧志雄地区では73.0%の普及率となっております。

次に、旧志雄地区について、どれだけの世帯が接続できる状態になっているかとの御質問でございますけれども、計画戸数2,206戸のうち1,728戸がつなげる状態となっております。現在までにつないでいただいた戸数は1,262戸となっております。73.1%ということでございます。

また、今後の事業整備計画については、整備事業が残っている地区は5地区、荻谷、荻島、敷波、敷浪の一部、柳瀬の一部となっておりますが、地理的に見ますと国道159号、国道249号沿線であることから、工事費はかなり高額になるものというふうに予想しております。

近年の人口減少、節水機器の普及などによる下水道使用料の減少、あるいは各処理施設

が供用開始後20数年を経過し、その維持管理が増大しております。下水道事業会計は大変厳しい状況となっております。今後の整備計画については、この10年間に概成を目標として整備を検討していきたいというふうに思っております。

次に、水洗化利用戸数の改善に向けた取り組みについては、町の広報での加入促進の案内、あるいはアンケート調査の実施、整備事業が残っている集落に事業推進協議会の設置をお願いするなど、加入促進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、また御理解をひとつよろしくお願いいたします。

次に、町税等の未収金の回収率向上と不納欠損処理抑制対策についての御質問ですが、まずは滞納整理機構による成果については、町税の未収金は平成26年度では国民健康保険税を含む滞納徴収額4,282万8,000円のうち1,445万4,000円、33.75%でございますけれども、中能登地区地方税滞納整理機構が関与して徴収をしたところでございます。

滞納繰越額は平成25年度の2億5,469万1,000円から、平成26年度は2億3,506万3,000円に1,962万8,000円、7.71%減少しております。中能登地区地方税滞納整理機構と連携しながら分納誓約や給与・預金等の調査、差押えなど、滞納処分を実施するなどにより成果が見られております。今後も引き続き機構に職員を派遣することで、納付折衝などの対人的な交渉技術を習得するなど職員育成に取り組むとともに、さらなる徴収対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、未収金や不納欠損の発生についてどのように考え、どのように捉えているかとの御質問でございますが、町税をはじめとする各種公共料金等については多くの町民が誠実に納付している一方、十分支払い能力があると思われる方で納付をしない債務者もおり、町民負担の公正・公平性の観点から、滞納を極力防止しなければならないというふうに考えております。

また、不納欠損処理が発生する要因についてでございますが、欠損にならないように鋭意努力を行っているところでございますが、行方不明、相続放棄、倒産、生活保護受給者などの徴収できない方や、滞納者の理解が得られないため納付誓約書が得られず、時効が完成したことなどが主な理由でございます。

次に、収納率向上と未収金回収率の向上対策についての御質問ですが、督促状、催告状の発送、臨戸徴収と申しますか、訪問徴収でございますが、誓約書の提出を求めるなど未収金解消の対策に取り組んでおりますが、著しく誠実を欠く滞納者については厳正な姿勢で対処すべく、取り組みを強く求めていきたいというふうに思っております。

それから、水道事業にありましては、給水停止という措置も講じることができることになっておりますので、その方面については、それなりの処置をしてみたいというふうに思っております。

それから次に、納付推進月間を設定し、滞納者に対し、全庁挙げての納付推進に取り組む対策が必要ではないかとの御質問であります。未収金についても町の貴重な自主財源でありまして、その確保が肝要であり、より一層の管理の適正化を図らなければならないというふうに考えております。

取り組みにつきましては、各課で情報を共有し、関係部署が一体となって取り組まなければならないと考えており、どのような体制が効果的であるか、また民間委託も含めて徴収方法の検討、あるいは対策を進めてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（土上 猛君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 下水道事業につきまして少し再質問いたしたいと存じます。

将来展望につきまして、例えば1戸の各家に新築する、あるいは改築する方々にとっては、将来展望が見えない中で下水道をどうするのかというのが切実な問題になってくるのです。したがって、今後の将来見通しといいますか、それをしっかりと示していただければ、当然そのことによって接続する戸数の改善も見えてくるわけでありまして。そのようなことから、やはり将来展望というもの、長いスパンのものではなくて、いつごろまでにここはやってしまうんだ、ここはこういう方向でいくんだということをやっぱり示していただいてこそ、下水道事業ではないかというふうに思っております。ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（土上 猛君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 柴田議員の再質問についてお答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたように、樋川地区については平成20年度に処理場の供用を開始しておりまして、随時整備をしておりますけれども、大変財政状況が厳しい中で将来展望も見えないのが現状でございます。アンケート調査等、また旧押水地区でやっておりますように集落での推進協議会等の設置をお願いしまして、随時整備していきたいと

思います。

今、再質問にありましたように改築等を予定されている方には喫緊の課題だということを考えておりますので、できるだけ早期に結論を出していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（土上 猛君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、ケーブルテレビ事業について質問します。

本町のケーブルテレビ事業は、地域のさまざまな情報や行政情報、この議会放送などを発信するデジタル放送とインターネットサービスを提供しております。事業開始から今日まで、地域に密着したよりよい番組づくり、高速化・多様化するインターネットサービスの提供が行われてきました。一方で、今後は設備の更新が必要になるとともに、技術の進歩に対応した、より充実したサービス提供が求められます。これら以外にも加入率の伸び悩みや一般会計からの多額の繰入れ等、事業継続上の問題があると感じます。今後ますます充実したサービスが提供されるために、こうした問題に積極的に取り組まれることを望み、質問をいたします。

ケーブルテレビは事業開始から10年程度経過しましたが、設備は老朽化が徐々に進行しており、対応を計画的に行っていく必要があると思います。そこで、更新が必要な設備のうち多額の経費が必要となるものについて、必要な金額と更新時期をお示してください。

さて、ケーブルテレビ事業を取り巻く状況を考えますと、ブロードバンド環境の整備が進んだ現在、インターネットを活用したテレビ番組や映画等の動画配信サービスが数多く提供されております。今後も続く放送と通信の絶え間ない技術進歩と、これによるサービス多様化の流れに対応していくためには、設備の増強とともに提供者としての技術力向上も求められます。将来の技術進歩とサービスの多様化、高度化を勘案した際に、今後の事業運営にどのような課題があるとお考えかお示してください。

また、こうしたサービスの多様化、高度化の動向、設備投資に対応するには大きなコストが必要になります。財政状況が厳しい中、事業において役場がいかなる役割を果たすべきか、適切な運営方法の検討を含め、将来の事業の方向性を検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。お考えをお示してください。

このようにいくつかの大きな問題はありますが、ケーブルテレビは多くの町民に親しまれた事業となっていると感じます。「この間、さくらチャンネル出とったいね」「見たぞいね」という楽しい会話が自然と交わされるようになっていきます。地域に密着した町民に親しまれる存在、これこそがケーブルテレビの強みであり、今後一層期待されていくことではないでしょうか。

そこで、より親しみが持たれる番組制作を目指し、町民からリポーターや出演者を募集してはいかがでしょうか。町民の視点で身近な話題を取材、発信することでケーブルテレビが町の魅力を引き出す手段となるのではないのでしょうか。

以上です。

○副議長（土上 猛君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 實達議員の御質問にお答えいたします。

ケーブルテレビ事業は視聴開始から9年が経過し、この間、難視聴地域の解消、さくらチャンネルでの行政情報や地域情報を町民に発信することで地域の活性化につながっているとっております。

まず、ケーブルテレビ施設の更新に必要な経費と更新時期についてであります。設備の中で最も経費がかかる光ケーブルや同軸ケーブルのような伝送路施設の耐用年数はおよそ20年であり、平成40年ごろには送信施設、伝送路などの全施設の更新を迎えることになると思われます。必要な経費といたしましては、およそ8億円と試算しております。

次に、放送と通信の技術進歩を考えた事業運営についてであります。現行は光ケーブルと同軸ケーブルを組み合わせた方式であります。この方式では同軸ケーブルの通信速度の減退が発生するなど新たな技術開発には乏しい状況であります。

次に、将来の事業の方向性の検討が必要ではないかとのことではありますが、現在、町が運営主体となり、ケーブルテレビ事業者と専用回線を結び事業を展開しております。また、加入促進キャンペーンや加入相談会など、いろいろな加入施策を講じているところでありますが、10月末現在、加入率は43%にとどまっております。ここ数年は、なかなか思うような伸びは見られないのが現状であります。

このまま継続した場合、多額の経費が見込まれるため、事業の健全化計画等策定について、専門的な調査、調整を図りながら、今後の方向性を検討しなければならない時期に来ているのではなかろうかなというふうに思っております。

最後に、出演者募集等により、町民に親しまれる番組制作を目指してはどうかということにつきましては、現在、自主制作番組「さくらチャンネル」では町のニュース番組、行政情報をはじめ地域に密着したコミュニティ番組を提供しているところであります。また、広報紙などにより、グループ紹介番組などの出演募集も行っております。今後はケーブルテレビ事業の方向性も見極めながら、番組制作を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（土上 猛君） 一般質問の途中でありますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時25分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下4点にわたり一般質問いたします。

まず、宝達志水町総合戦略における町内人口目標についてであります。

私は、これを議会にも議論の機会を与えていただいたということに、つまり考える期間をとっていただいたということに、まず感謝するものであります。

2014年の日本の合計特殊出生率は9年ぶりに低下して1.42となりました。人口維持が可能な出生率2.07よりはるかに低く、欧州諸国のフランスの1.99などと比べても、日本が出産・子育てが極めて困難な国を象徴しているのは明白です。

若者が結婚や出産、子育てなどを希望しても、労働法制の次々の改悪、低賃金の非正規雇用、異常な長時間労働の拡大など、その実現を妨げるゆがんだ構造をつくってきた政権の責任は重大であります。出生率向上と言うなら、若者を痛めつける政治を反省し、その根本的転換が必要であります。

さて、そんな中で岡山県の奈義町が昨年、合計特殊出生率2.81という驚くべき数字を記録しました。これは全国1位の数字ですが、これには当の奈義町の町長も驚いたとのコメントがマスコミを通して発信されております。そもそも奈義町は、現在の奈義町の人口

6,000人を維持するための10年後の合計特殊出生率を2.6に設定したばかり、町民ぐるみで子育て支援の取り組みや子育てしやすい環境の整備を思い切って図っている途中での数字であります。

また、全国に目を向けてホームページで「子育て応援宣言の町」「子育てするなら奈義町で」と押し出しています。「町民ぐるみ」で「思い切って」という点が大事で、町民の声とともに施策を考え、出てきた施策は過去の例がなくても思い切って実施するための予算をうつということのようです。また、一旦、都会に出て行ったとしても、故郷のために帰ってきて、地域のために役に立つ子を育てる教育も実施しているところが特徴的であります。

ただ、合計特殊出生率を目標に挙げる場合には気をつけなければならないのは、結婚や出産を選ばない人たちへ圧力をかけることが許されないということでもあります。町民1人1人の権利と尊厳が保障される政治が基礎にあることが、若者に選んでもらえる町だということが前提であるべきです。

さて、宝達志水町総合戦略案では、宝達志水町の5年後の合計特殊出生率を1.8にしています。2.1ならば人口の現状維持ですが、1.8、これでは人口減少は当たり前という数字であります。1.8の根拠をお示してください。

次に、町内人口を絶対に減らさないための施策を町民とともに行っていくという決意になぜ立てないのかお聞かせください。

私は文書の上で、そして聞き取りした関係で、奈義町と我が宝達志水町の子育ての施策の違いはそんなに大きく変わらないと感じています。あえて違いを探すとすれば、奈義町では他の自治体の高等学校へ通う、他の自治体にある高等学校へ通う生徒1人当たり年額6万円を在学中の3年間支給していること。そして、40歳までの若者の、若い夫婦のための月2万円から3万円の定住促進住宅、60戸だそうですが、これを提供していること。学校教育に郷土や家族に誇りを持ち、地域のために役に立つような子どもを育てる教育を行っているということでもあります。我が町もやろうと思えばできるようなことです。

我が宝達志水町と奈義町との一番の違いは、「絶対に町の人口を減らさない」という行政と議会の構えです。この構えを持ったら、町民に知恵を借りなければ施策が見えてこないのです。「子育てするなら宝達志水町で」という全国に向けた押し出しができると思いますが、いかがでしょうか。

次に、国民健康保険税についてお聞きします。

政府、厚生労働省は、かねてより消費税増税分の一部を使い、国保の低所得者対策と称して国保税の法定減免適用者の数に応じて、市町村に2015年より毎年1,700億円の公費を配分すると表明してきました。そして、国保が都道府県化される3年後の2018年度を目処に、さらに1,700億円を積み増しする、こういう珍しいことが行われようとしております。

こうした公費の積み増しを政府に決断させた直接の原因は、実は地方からの突き上げです。この間、政府が目指す国民健康保険の都道府県化の実像が明らかになる中で、それまで広域化推進だと言っていた多くの自治体関係者から「国に裏切られた」「これでは市町村の苦しみは変わらない」などの声が噴出したしました。特に全国知事会は、加入者の貧困化と高過ぎる国保税という国保の構造的問題を温存したまま都道府県化を推進する国のやり方に猛反発いたしました。「わずかばかりの公費投入で、この問題は解決しない」、全国知事会がそう主張し、1兆円の国庫負担増を知事会が要求したのであります。

こうした自治体関係者の憤激の大もとには国保の制度的矛盾の深まりと、その打開を求める広範な住民世論があることは言うまでもありません。この世論に包囲された安倍政権は、結局、今の市町村が国保へ一般会計から繰り入れている3,599億円とほぼ同水準の公費投入を毎年行うことを表明せざるを得なくなったのが公費投入の背景にあります。

そして、この公費投入のメニューには、低所得者が多い自治体への財政投入とか、子どもの被保険者が多い自治体への支援とか、住民の負担の軽減につながる、そんな中身を行おうしているところへの配分とかが含まれています。全国知事会も厚労省も、国保の構造的問題と住民負担の大きさには認識を一致させた上での新たな公費の支出となったのであります。

こんなときに平成24年から国保税の値上げによって、昨年度は、町は7,000万円もの実質収支黒字が計1億円を超える基金となって貯め込まれようとしております。2年後には今年度配分された公費追加分と同じ国庫補助が、保険税引下げのためも含めて配分されます。私は国保税の引下げの条件がそろっていると見ますが、いかがでしょうか。実際の国保加入者の方々の所得状況をお聞きします。所得がゼロの世帯から、それぞれお答えください。

次に、今、紹介した国からの1,700億円の新たな交付金、宝達志水町にはいくら配分されてきているのかお答えください。

この問題の最後に町長にお聞きしますが、町の国保税の引下げは町民からの要請であるだけでなく、政府や知事会からの要請でもあります。町民が払い過ぎた国保税である基金

を利用して、国保税の引き下げをされるお考えはあるのかどうかお答えください。

次に、学校教育法第19条に規定された就学援助制度についてお聞きします。

学校教育法第19条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない」として、学校教育法や学校保健法、日本体育学校センター法、就学奨励法施行令に規定された補助対象品目として、学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA費などと具体的に示されています。これらの法律で規定された補助対象品目を全て宝達志水町の就学援助対象者の児童生徒は受けることができているのでしょうかお聞きします。そして、全て受けることができないとしたら、その理由は何かお答えください。

次の問題は、児童や生徒の学生生活で一番お金がかかる時期である入学の時期に必要な学用品購入の支払いに困った就学援助対象予定者も含めた方々の問題についてであります。

新入学の児童や生徒の学用品費は町の就学援助の内容に入っていますが、その援助費が受けられるのは学用品の購入前なののでしょうか。必要のあるときなんのでしょうか。

ランドセルや制服や体育着など入学に必要な物品購入は多額になり、困ったという町民からの声に応える必要があります。私は対象者を絞って、入学前に無利息の5万円ほどの貸付制度をつくり、就学援助の対象となった場合は貸付金と相殺できる、そういう制度の創設が町に求められていると思います。実際行っている自治体も全国にはあります。就学援助を法の趣旨に沿った制度とする必要がありますが、いかがでしょうか。入学前に支給できる制度に改めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、来年度の下水道料金の引上げ案が先週の全員協議会で提示されました。そのことについてお聞きするものであります。

県の水の責任水量制の見直しによる料金引下げが提示された後に下水道の引上げ案が提示されるのは、県内では我が宝達志水町だけではないのでしょうか。なぜ我が宝達志水だけが、県水の引下げがある中で下水道料金の引上げが提示されるのか。それは平成26年度決算の討論でも述べますが、旧押水町で行った下水道工事の在り方に問題があったと考えるものです。

一般会計で下水道事業の必要以上の大型工事を行ってきました。合併浄化槽を導入すれば安く工事費があげられるところにも公共下水道を走らせました。それを工事終了後には、この公共下水道会計を特別会計から企業会計に変えたために、町民は資本的収支にも直接

料金とのかかわりで責任をとらされるということが値上げ案の背景にあります。いわば当時の下水道事業のやり方に町民が責任をとらされることになるのです。

町民の中で一番の被害者は旧志雄町の町民の方々であります。安くておいしい旧志雄町の水が、合併したことによって、水の中身は変わらないのに旧押水町の料金体系に合わされ、水道料金が大きく引上げとなりました。今度は、旧押水町の下水道事業のやり方により、下水道料金も値上げになるというのであります。これでは旧志雄地域で下水道をこれから供用しようという家庭の増加、見込みにくいのではないのでしょうか。

政治や行政の誤りを町民に転嫁すべきではありません。こんな引上げが行われれば、町民の怒りが噴き出すでしょう。一体誰の責任なのか。そんな議論が始まるでしょう。これを回避するには、上下水道会計を企業会計から特別会計に戻すか、上下水道の企業会計の中に一般会計からの資金を繰り入れるしかないと思います。

さて、お聞きします。予定されている下水道料金の改定案が行われれば、県内で何番目の高さの町になるのか教えてください。また、改定案が実施されれば、使用料金の総額はどれだけ増えるのか教えてください。また、この改定によって一番の不利益を受けるのは旧志雄町民の方々ですが、いかがでしょうか。

最後に、一般会計からの繰入れを含めて、少なくとも料金の引上げはすべきでないと考えますが、いかがでしょうか。

以上。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

総合戦略について、まず、本町と他の自治体の人口対策に関する行政の構えが違うのではないかとの御質問であります。人口規模はもとより、財政状況や地域的特性等が異なるものを単純に比較し、本町の状況を論ずることの必要性については、比較しなければならぬというふうには感じておりません。なぜならば、今、名前を挙げられた奈義町につきましては、自衛隊の駐屯地がある町ということで人口構造が全然違うということであり、そういうことから、必要性はないというふうと考えております。

次に、合計特殊出生率2.1以上を設定し、「子育てをするなら宝達志水町で」というキャッチフレーズを掲げればとのことですが、この合計特殊出生率を2.1とするのは、国の出生動向基本調査における「夫婦の予定子どもの数」が2.07人であることから、一定

の人口規模を維持するためには2.1が必要であることなどを踏まえてのあくまでも目標数値ということで挙げさせていただいております。それゆえに、目標数値をもっと高く設定することは可能でありますけれども、これまでの町の出生率の推移や子どもを産む女性の負担等を考えると、むやみな数値設定は逆効果になることもあり得るという考えから、現状では2.1というのは適切な目標値であると考えております。

また、キャッチフレーズにつきましては考えておりませんが、「安心して出産・子育てできる環境を整え、理想とする子どもの人数を一人でも多く持てるような施策を推進する」ということを総合戦略の中の一つのテーマに掲げてまいりたいというふうに考えております。

次に、国民健康保険税についての御質問であります。厳しい財政運営を強いられている市町村国保において、財政支援の拡充と財政基盤の強化は長年にわたり全国町村会などを通じて国に要望してきたもので、今後、都道府県が国保運営の中心的な役割を担うことで制度の安定化が図られるものと考えております。

保険税の引下げにつきましては、基本的には給付と負担の関係になってまいります。平成26年度の保険給付費、医療費でございますけれども、25年度と比較して1割以上の減額となりましたが、今年度、27年度の上半期の保険給付費の状況を見ますと、26年度同期よりも約2割、9,200万円の増額となっており、本年度の医療費は増えることが予想されます。国の財政措置もありますが、高齢化の進展や医療技術の進歩により、医療費給付の伸び率などを勘案し、今後の収支バランスを見ながら国保運営審議会にもお諮りし、適切な保険税を設定してまいりたいというふうに考えております。

次に、就学援助制度について、法の趣旨に沿った使い勝手のよい制度にするよう求めたいが、いかがかとの御質問であります。支給要件が在学している児童生徒が対象であり、支給の確定条件の前年度の所得が確定する6月以降の支給となるため、入学前に新入学児童生徒学用品費を支給することなどは制度上難しいというふうに思っております。

しかし、近年は経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒が増加傾向にあり、必要な支援を行うことは大切なことだと思っております。

次に、下水道料金についての御質問であります。下水道事業に関しましては昭和63年3月の米出処理区の供用開始以来、生活環境の向上を図るため、鋭意整備を進めており、これまでの整備に要した経費につきましては、先ほど柴田議員の御質問にお答えしたとおり、約144億6,000万円という巨額を投資しております。

下水道使用料につきましては、これまで本体料金の改定は一度も行ったことがなく、予想以上の人口減少による有収水量の減少に加え、合併特例の算定替による段階的削減等による交付税の減額が見込まれ、今まで以上に下水道事業会計は大変厳しい状況にあります。

先般の議会全員協議会にお示した金額については、平成28年度から32年度の5年間に想定しております投資額、あるいは施設の維持管理費等から一般会計からの繰入金を差し引いた額を有収水量で除して算出した金額をお示したものであります。

今後、料金改定については議会と相談しながら行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに考えております。

なお、詳細につきましては、所管の課長から御説明させますので、御了承お願いいたします。

○議長（林 一郎君） 企画振興課長 松栄 忍君。

〔企画振興課長 松栄 忍君 登壇〕

○企画振興課長（松栄 忍君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

現在作成中の宝達志水町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間でございますが、まずは平成31年度までとしております。この計画期間内での取り組みの成果を見込み、計画人口というものを設定することとしております。

この計画人口でございますけれども、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において昨年10月20日に示されております「「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に向けた人口動向分析・将来人口推計について」という、いわゆる国の人口推計資料に準拠し、シミュレーションされました人口推計に基づいて目標設定するものでございます。

なお、国の人口推計資料におきましては、2030年までに合計特殊出生率が2.1まで上昇した場合を仮定したシミュレーションを行うものとされているほか、それまでに合計特殊出生率を1.8とする時期を仮定するものとされております。

このような前提のもと、合計特殊出生率1.8の根拠はどの御質問でございますけれども、平成22年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した出生動向基本調査で示された国民希望出生率が1.8であることや、本年9月に示されました2020年に向けた経済成長の推進力となる新しい「3本の矢」において、現在1.4程度に低迷している我が国の出生率を1.8にまで引き上げることに取り組むことなどの方針が示されたことなどを踏まえ、現段階で本町素案でございますけれども、1.8という数値を考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 小島議員の国民健康保険に関する御質問にお答えいたします。

まず、国保加入世帯の現状でございますけれども、国保税算定の課税所得額、基礎控除33万円を引いた後の所得の額で段階ごとの世帯数をお答えさせていただきます。

課税所得がゼロの世帯は744世帯、33万円未満の世帯は207世帯、33万円から40万円未満の世帯は65世帯、40万円から80万円未満の世帯は263世帯、80万円から100万円未満の世帯は110世帯となっております。

次に、今年度の国からの公費拡充による財政支援の配分額はいくらかという御質問でございますが、低所得者の国保税を7割、5割、2割軽減した額を補う分といたしまして、軽減対象者数の拡大により5,200万円余りを交付される予定でございます。

また、低所得者の多い保険者を支援し、中間所得層の保険税を軽減することを目的に交付される額は、補助率の引上げにより2,700万円余りを見込んでおります。26年度の実績額と比べると約2,400万円の増額になります。ただし、このうち4分の1は町が負担しますので、実質の補助の増加額は約1,800万円となります。

今後、平成29年度以降の国費投入による財政支援の増額拡充につきましては、具体的な内容はまだ示されておられませんので、国・県の施策等の動向を注視するとともに、医療給付の状況を見ながら国保税の負担抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 学校教育課長 村山敬一君。

〔学校教育課長 村山敬一君 登壇〕

○学校教育課長（村山敬一君） 小島議員の就学援助制度についての御質問にお答えいたします。

学校教育法第19条の就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と市町の教育委員会が要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認める準要保護者を対象としております。

国では、要保護者に対する補助対象品目は、学用品費、体育実技用具費、新入生児童生徒学用品費、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラ

ブ活動費、生徒会費、PTA会費の12項目であります。

準要保護者に対する就学援助は、平成17年度より国の補助が廃止となり、各市町が単独で実施しております。当町の就学援助については、宝達志水町児童生徒就学援助費支給要綱の中で学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入生児童生徒学用品費、学校給食費、医療費、スポーツ振興センター共済掛金の8項目について補助対象品目としており、国の補助対象品目の12品目のうち、体育実技用具費、通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の項目は本町では補助対象としておりません。理由は、要保護者と違いまして、準要保護者は基準に幅を持たせてあること、12項目中にある通学費は該当するものがないためであります。また、対象項目の決定は近隣の市町も参考にしております。

次に、就学援助制度の恩恵を受けるのは何月になるかとの御質問でございますけれども、先ほども町長が述べたとおり、4月に在学者の保護者からの就学補助の申請を受け、基準審査時に前年の所得を見るため、その所得が確定する6月に最速で事務処理を行い、同月の下旬に最初の支払いを行っております。

以上であります。

○議長（林 一郎君） 10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 2つだけ再質問いたします。

1つは、先ほど下水道の問題でも町長に答弁していただいたんですけれども、合併後15年経過しての交付税の減額とか、要するに合併特例債の算定替えですよね、そういうことによる影響とか言っておられたんですけれども、また人口減少による影響も言っておられたんですけれども、そうしたらやっぱり人口減少には正面切って対応していく必要があると思うんですよ。そのためにも、ちゃんと町の戦略の中で人口は守っていくよと。国が言っているように1.8じゃなくて、この人口はどうしても守っていくんだという姿勢を今つくっておかないと、この影響が5年後、10年後、20年後と大きくなっていくと思っているんです。

一度お話ししましたけれども、私どもこの前の町会議員選挙であがった後で、まず選管の委員長さんから、あなた方の役割は人口を減らさないことですよ、一番大事なことなんですよ、これをぜひ頑張ってもらいたいんだというふうに言われたんです。私はそのとおりだと思います。

やはり町の姿勢として減らさないという、それを打ち出していく、数字にも打ち出すし、

先ほど言ったホームページでも「子育てするなら宝達志水町」、そのために例えばここでもよく、一度提案したことがありますけれども、雇用促進住宅を無料で払い下げてもらって、そのような努力をしながら、そこに安い2万円という家賃で若い人たちをどんどん呼ぶ。実は奈義町はそういうことをやっているんです。

つまり、町長は奈義町とうちとの違いを、いろいろ財政の違いもあるし、向こうは確かに自衛隊の陸軍の基地もあります。その違いを言われたんですが、でもほかでやっているところは、町がしっかりと絶対減らさないぞ、人口減らさないぞという決意、それが感じられるんです。それで、そのために町民もいろいろ協力しようということで集まってくるというので、やはりその決意を込めての最低2.1という決意はどうしても今書き込んでおかないと、減らしてもいいわというようなことになってくるのではないかという心配をしておるんです、それをぜひお聞かせ願いたいなと思います。

それと、就学援助なんですけれども、先ほど課長さん言われたのは、要保護と準要保護での差を設けたということなんです。要保護は全部12品目全部だけれども、準要保護は差をつけるために、そうしないんだというふうな答弁に聞こえたんですけれども、そのとおりでよろしいのかどうか、2点お聞きします。

○議長（林 一郎君） 副町長 松浦敏昭君。

〔副町長 松浦敏昭君 登壇〕

○副町長（松浦敏昭君） 今ほどの再質問の1点目の人口減少対策でございますけれども、先ほど北本議員にも私からお答えしたとおり、総合戦略の中で先日、議員の皆さんには骨子案という形でお示しをさせていただきましたが、今後、来年度予算の編成をする中で並行してこの実施計画というものも具体的に詰めてまいりたいと考えております。

そういった中で特に若者、子育て世代の支援については、いろいろと策を検討中でございますので、いわゆる2.1には届かないかもしれませんが、できるだけその若者世代が安心して子育てを続けられる、あるいは人口増につながるように策を講じていきたいなというふうに考えておりますので、その暁にはまたホームページなどを利用して町民の皆さんにも公表し、あるいは対外的にも見ていただけるようになるかと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（林 一郎君） 学校教育課長 村山敬一君。

〔学校教育課長 村山敬一君 登壇〕

○学校教育課長（村山敬一君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

要保護者と準要保護者の違いは、先ほど言いました準要保護者に幅を持たせてあることと、近隣の市町の対象品目を勘案して項目を決めたということであります。

以上であります。

○議長（林 一郎君） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎委員長報告

○議長（林 一郎君） 次に、日程第29 委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました認定第1号 平成26年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件について、決算特別委員長から審査の経過並びに結果について報告を願います。

決算特別委員長 柴田 捷君。

〔決算特別委員長 柴田 捷君 登壇〕

○決算特別委員長（柴田 捷君） 委員長報告、平成27年第3回宝達志水町議会定例会において付託されました認定案件について、去る11月5日、6日の両日に決算特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました決算認定案件は、認定第1号から認定第9号までの9件であります。付託されました9会計の決算審査に当たりましては、決算書及び決算附属書類をはじめ、主要施策の成果等の説明書や財務関係書類により、計数に誤りがないか、関係法規に適合しているか、費用対効果はどうかを主眼に町執行部から詳細な説明を求めながら、慎重に審査し、採決の結果、認定第1号から認定第9号までの9件は、いずれも認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の点について指摘・要望がありましたので、これらの項目について十分に検討の上、今後の行政執行において適切に対処されるよう要望いたします。

- 1 町民の健康、安全、安心を守るため、積極的な施策の充実を図られたい。
- 2 財政再建を維持しながら、有利な起債に努められたい。
- 3 事業の業務委託に当たっては、内容を精査しチェック機能の充実を図られたい。
- 4 町の知名度向上に向けた施策を、計画をもって取り組まれたい。

この4点であります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。決算特別委員会委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（林 一郎君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成26年度決算案について認定しないことを表明し、討論を行います。ただし、認定第9号の平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算案については承認いたします。

平成26年度は現在と同じ不況の真ただ中です。原因は、勤労者世帯の可処分所得が下がり続けているからです。米価の暴落があったのもこの年であります。

この不況の解決は行政が国民の懐を温める施策を実行し、誘導することです。GDP、国民総生産の6割を占める内需を生き生きとしたものにすることです。具体的には、賃上げや社会保障制度の充実、中小零細企業への施策の充実などです。そのための税金であります。

資本主義社会における税金は所得の再分配機能を持ちます。放置するとますます広がる格差を緩和させる機能を持っているのが税金であります。この税金で運営する地方自治体の役割は、地方自治法で規定されているように住民の福祉の充実と安全の確保です。

平成26年度一般会計の実質収支は4億6,000万円弱の黒字です。行政の職員の皆さんの節約などの取り組みの成果も、もちろん評価するものでありますが、税金ですべきこと

がされていないことを指摘するものであります。

地域経済活性化で市町村ができる唯一の施策であり、県外そして津幡町で成果が上がっている住宅リフォーム助成制度の実施や、国民健康保険法第44条の医療費の病院窓口支払いの減額・免除制度の円滑な実施、また、水の吸い上げに問題を抱える消防分団のポンプ車の新規購入要望などを無視し、平成26年度の実質収支の約半分を今年度の9月補正予算で減債基金に積み増しました。住民の安全を守り、住民の懐を温める施策を実施し、その結果として税金収入を増やしたり、福祉の充実を図ることよりも、必要以上の債務の返済を優先させるというやり方は、税金の役割とのバランスに欠けており、改めるべきだと進言いたします。

さて、合併15年後には地方交付税が4億円少なくなると言われています。これは合併する前からわかっていたことです。その減収分は何で賄うのかも合併論議で明らかにされてきました。それは人件費の削減で賄うとされています。実際、合併した当時と現在の人件費と物件費の合計を比べてみますと、約4億円も少なくなっているんです。十分、交付税減額に対応していると思います。

また、15年後には町の人口が大幅に減少し、2億円とも3億円とも言われる交付税がさらに少なくなると言われておりますが、町の人口を少なくしない行政と議会の決意、それに基づく施策を実施すればよい問題であります。要は地方自治の精神と税金の役割をしっかり発揮させることだと考えます。

平成26年度の国民健康保険特別会計の実質収支も7,000万円を超える黒字であります。平成21年から平成23年まで国民健康保険会計の実質収支はプラスですが、再差し引き収支がマイナスとなったため、慌てて平成24年度に国保税の税額の改定が行われました。値上げされました。この再差し引き収支マイナスに危機感を感じて保険税の改定を行ったのですが、余りにも行き過ぎた平成24年度の改定であったため、とうとう平成26年度は7,000万円を超える実質黒字となったのであります。

国民健康保険は低所得の方々が加入する強制加盟の保険制度であります。津田町長は、この長引く不況と年金削減がされている国民健康保険世帯の方々の話を聞かれたことがありますか。税金を支払ったら生活ができない、生活を優先すると税金が払えない、病院へ行ったら国保税が払えない、国保税を払ったら病院へ行けないという嘆きであります。

一方、宝達志水町の国民健康保険世帯の方々の保険税徴収率は、県内でもいつもトップクラスの真面目な住民が多くおられます。このことは、住民の実態にふたをしてみればう

れしいことですが、一方、住民の実態を直視するならば、病院へ行くことを我慢していることを表しているのではないのでしょうか。町民に病院へ行くことを控えさせるやり方は、病気が悪化し、後々に大きな医療費の増大という事態をつくり出そうとしているのではないのでしょうか。そのことに責任が持てるのでしょうか。先々を見通した国保税の引下げの改定を求めるものであります。

平成26年度介護保険会計も、国保会計と同じ問題があります。安心して介護保険制度を利用できるよう、保険料や利用料金の町独自の減額・免除制度の実現が必要です。

上下水道事業会計とケーブルテレビ事業会計には共通した問題があります。それは余りにも高額な施設整備費用が過去に一般会計で行われたということであり、しかも、それは町行政と議会の問題だけでなく、国策によって公共事業を13年間に630兆円行うという日本政府とアメリカとの約束の一環で、日本の全自治体が巻き込まれて行われたものであります。金額を目標にしたその弊害が宝達志水町にも所々に現れています。

先ほど一般質問でも言いましたが、合併浄化槽で対応できる地域にまで公共下水道の大きな配管が布設された結果、工事費用がはね上がったり、羽咋市と比べて莫大なケーブルテレビの敷設費用がかかったりです。その後、それを上下水道事業においては特別会計から企業会計に転換し、資本的収支にも町民に直接責任を負わせる体制にしました。町が誤った選択で住民に高い利用料金や借金を負わせるという自覚が求められます。一般会計からの繰入れによる利用料金の引下げを求めるものであります。

平成26年度国民健康保険直営診療所特別会計についてですが、町営の診療所に消化器の専門の医師を配置しながら、数百万円の超音波断層装置の購入を取りやめることは、直営診療所の設置理由にしていた旧押水地区の山手の方々の医療供給を便利にするとした存立目的に反します。

以上、平成26年度会計のうち志雄病院会計を除く決算に反対し、討論を終わるものであります。

○議長（林 一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

認定第1号 平成26年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第2号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第3号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第4号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第5号 平成26年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第6号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第7号 平成26年度宝達志水町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第7号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第8号 平成26年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第9号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定です。認定第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定されました。

◎委員会付託

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。議案第58号から議案第76号までの議案19件及び請願第8号の請願1件、陳情第1号の陳情1件は、議案付託表及び請願文書表、陳情文書表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第58号から議案第76号までの議案19件及び請願第8号の請願1件、陳情第1号の陳情1件は、議案付託表及び請願文書表、陳情文書表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託するこ

とに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。委員会審査のため、明12月10日から12月15日までの6日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、明12月10日から12月15日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（林 一郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は12月16日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後0時23分散会

平成27年12月16日（水曜日）

◎出席議員

2 番	寶 達 典 久	7 番	守 田 幸 則
3 番	久 保 喜 六	8 番	北 本 俊 一
4 番	土 上 猛	10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎	12 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

9 番 金 田 之 治

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 岡 田 正 人
主 任 燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	松 浦 敏 昭
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
危 機 管 理 室 長	越 野 好 則
情 報 推 進 課 長	藤 本 清 司
財 政 課 長	近 岡 和 良
企 画 振 興 課 長	松 栄 忍
住 民 課 長	松 原 富 美 男
税 務 課 長	村 井 康 志
健 康 福 祉 課 長	村 井 仁 志
こ だ も 家 庭 室 長	藤 井 弥 生

農林水産課長	一 家 剛
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	村 山 敬 一
学校教育課長 (管理指導担当)	荒 井 一 彦
生涯学習課長	安 達 大 治
文化財室長	村 井 伸 行
会計課長	定 免 敏 彦
志雄病院事務局次長	松 田 英 世

◎議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討論

日程第4 採決

(追加日程)

日程第1 発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求め
る意見書について

日程第2 議案に対する質疑

日程第3 討論

日程第4 採決

日程第5 各常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（林 一郎君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、12月9日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました案件の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別副委員長 柴田 捷君。

〔病院運営特別副委員長 柴田 捷君 登壇〕

○病院運営特別副委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

金田病院運営特別委員長が欠席でありますので、副委員長の私が委員長報告をいたします。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月10日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、案件を慎重に審査した結果、議案2件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、教育厚生常任委員長 久保喜六君。

〔教育厚生常任委員長 久保喜六君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（久保喜六君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月11日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め、審査いたしましたので、その

経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び陳情文書表のとおりであります。

委員会では、「障害者自立支援給付事業費」や「墓地公園管理費」、「指定管理者の指定」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案9件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情第1号は採択すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「マイナンバー制度の手続において、町民にわかりやすく、速やかに処理・対応されるよう取り図られたい」との意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、総務産業建設常任委員長 柴田 捷君。

〔総務産業建設常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る12月14日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、「財産管理事務費の用地購入費」や「街灯設置管理費」などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案9件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願第8号は不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「街灯及び防犯灯のLED設置は、財政負担の軽減にもつながるため、住民負担を考慮しながら、計画的に全町設置を図られたい」との意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を結びたいと思います。

◎討 論

○議長（林 一郎君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は日本共産党宝達志水町委員会を代表して、議案第58号 一般会計補正予算案、議案第67号のいわゆるマイナンバー制度の運用にかかわる条例制定案に反対し、討論を行います。また、今議会に町民から請願として提出されました安全保障関連2法の廃止を求める意見書採択の請願については賛成討論を行います。

議案第58号の一般会計補正予算案は、1億745万円余の補正額を提案しております。この補正予算案の9割近くの9,350万円余が用地購入費に費やされます。その中身は、旧志雄町時代に購入して現在の宝達志水町に引き継がれた土地開発基金にある旧加能繊維跡地を、町の昨年度の繰越金を利用して購入しようというものであります。町の持ち物である土地を町のお金で買うという何とも町民にはわかりにくいものとなっています。ただ、はっきりしていることは、町民の安全と福祉を守るお金が9,350万円余、土地開発基金に移されたことであります。

平成26年度の決算委員会で、税金は所得の再分配機能を果たすべきとの指摘がされました。今回の補正予算案は、まるで平成27年度の決算時に同じことを言われぬように小手先で工作しているかのような予算措置だと言われかねません。地方自治法が規定しているように住民の安全、そして福祉の充実のために真っ先に昨年度の繰越金を利用すべきことを重ねて指摘し、一般会計補正予算案に反対します。

次に、議案第67号のいわゆるマイナンバー制度のための条例の制定についてであります。政府は、マイナンバーは行政の効率化、国民の利便性、公平・公正な社会の実現などと美辞麗句を並べておりますが、実際の狙いは社会保障の給付抑制であります。既に始まっているのが議会の総務産業建設常任委員会でも紹介いたしました。介護の分野であります。

昨年、医療介護総合法が成立し、介護施設を利用するときに補足給付という低所得者向けの負担軽減制度を申請する場合、資産要件の提出が義務づけられました。タンス預金も含めて貯蓄を全部申告しろという仕組みをつくって、預金通帳の写しや資産調査の同意書などが求められ、虚偽報告とされれば3倍返しまでされる、そういう罰則規定まであって、現場では混乱が起きている。それはそうです。タンス預金などを探すのは自治体の職員です。「こんなことまでもしなければならないのか」というのは、高齢者の方々からも公務員の方々からも出ています。住民と自治体の協力・協同、そして信頼関係を破壊するものとなっています。マイナンバーは、このことを有無を言わずにスピード感をもってできるようにする。後に残された住民と自治体職員との信頼関係は崩れたままであります。

「マイナンバーは高額所得者の資産隠しを許さないために導入する」などという議論もありますが、高額所得者はその気になればいくらでも資産を海外に移したり、時には隠したりします。マイナンバーによって所得を捕捉しようとしているのは圧倒的多数の中・低所得者であり、収入だけでなく資産まで含めて捕捉して徹底的に搾り取ろうとするものであります。

さらに、マイナンバー制度によるプライバシー侵害や成り済まし被害も懸念されます。年金機構の個人情報が出た問題や最近では堺市の事件など、国や自治体はまともな情報管理能力を持っていないことを深刻に示しました。

カード偽造や成り済ましの危険もあります。アメリカでは、社会保障番号が偽造される事件が起きている。日本でも、予算をかけてほとんど普及しなかった住基カードでさえ、4年間でわかっているだけで100件を超える成り済ましによる不正取得が起きている。これが国民全体に配られるカードになれば、被害はどれだけ広がっていくでしょ

うか。

さらに、マイナンバーが監視社会につながっていく危険性も大きいと思います。問題だらけのマイナンバー制度は廃止することが求められています。

最後に、安全保障関連2法、いわゆる戦争法の廃止を求める意見書採択の請願について賛成討論を行います。

安全関連2法は、アメリカのかかわるあらゆる戦争に、切れ目なく日本の自衛隊を参戦させ、憲法9条の実体を完全に破壊する空前の暴挙であります。そして、それに加えて沖縄の辺野古で強引に計画されている基地の問題も、アメリカ海兵隊という最も危険な殴り込み部隊の世界最大の出撃拠点を新たに建設しようという暴挙であります。

主権者である日本国民の意思とオール沖縄の総意を踏みにじる、この2つの企ては、日本の平和と安全のため、日本の輝く未来を拓くために絶対打ち破らなければならないものです。

これは、革新の陣営だけの思いではありません。この請願の賛成の理由について、この議会の総務産業建設常任委員会で、私は元自民党の幹事長をされていた古賀誠さんが雑誌で語っておられた言葉を紹介しました。「人間の生命が戦争によって失われることがあつては絶対にいけない。先の大戦の愚かさを我が国は二度と繰り返してはいけない、ということが歴代政権が踏襲してきた政府解釈の本音だ。今回の安保保障関連2法によってもたらされることへの責任も覚悟もないままにこの解釈改憲を実行するならば、将来に対して禍根を残す」、こう述べておられます。これが良識ある保守の方々の立場ではないでしょうか。

安全保障関連2法、いわゆる戦争法が強行成立した後も、運動は衰えを見せるどころか、新たな発展を続けています。高校生のグループT-n s S O W Lの集会は、最初は高校生だけでなく上の世代も参加したデモでした。しかし、強行採決後はほとんど高校生だけで数百人という集会が持たれています。大学生中心のS E A L D sの戦いも全国に広がっています。戦争法に反対する学者の会などは1万人を超える会となっています。元裁判官や元最高裁判所の長官なども戦争法反対の大きな広がりをつくっています。各種女性の会の活動も広がっています。本日提出された請願も、新日本婦人の会が請願者となって提出されております。

戦後70年、今こそ戦争への道を食いとめ、憲法9条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家としての日本の歩みを進めるときです。本議会での議決が町民の多くが望むその流れ

を促進させることを求め、賛成討論といたします。

以上。

○議長（林 一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

議案第58号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第59号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第63号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）までの議案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第59号から議案第63号までの議案5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第59号から議案第63号までの議案5件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第64号 平成27年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）から議案第66号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）までの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第64号から議案第66号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第64号から議案第66号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第67号 宝達志水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第68号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例についてから議案第70号 宝達志水町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第68号から議案第70号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第68号から議案第70号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第71号 指定管理者の指定についてから議案第76号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更についてまでの議案6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第71号から議案第76号までの議案6件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第71号から議案第76号

までの議案6件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、請願第8号 安全保障関連2法（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃止を求める意見書採択の請願を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第8号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立少数です。したがって、請願第8号は不採択と決定いたしました。

○議長（林 一郎君） 次に、陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。ただいま発議1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） それでは、追加日程第1 発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対

する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

我が国にはウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人と推定され、国内最大の感染症となっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、B型・C型肝炎のウイルスの減少を目的としたインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、より重篤化した肝硬変・肝がんに対する治療自体についての助成制度が存在しません。

そのため、重度の病態により就労困難な肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来しています。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝硬変・肝がん患者をはじめ肝疾患の病状に合致する基準となっておらず、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることができない状況にあります。

現在、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がんによって多くの方が亡くなっている中、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援制度の創設は、特に緊急に取り組むべき課題であります。特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」と附帯決議がなされていますが、国においては、新たな具体的な措置が講じられていません。

よって、国及び政府におかれては、ウイルス性肝炎患者の救済のため、次の事項について速やかに実現するよう強く要望するものであります。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳交付の認定基準を緩和し、患者の病態に応じた認定制度にすること。

議員各位には御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で、提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

◎討 論

○議長（林 一郎君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（林 一郎君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（林 一郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第4回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 3 時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 一 郎

副 議 長 土 上 猛

署名議員 小 島 昌 治

署名議員 北 本 俊 一